

「琉球処分」と民族統一の問題

— 琉球処分における明治政府の政策基調の分析を中心に —

金城 正 篤

【要約】近代以前の沖縄は、日本本土からの地理的な遠隔と、歴史的な独自性のゆえに、ある意味では「日本歴史」の外に置き忘れられてきた。近代に入つて、明治政府は「沖縄県」を設定して正式に日本の領土に統合した。この沖縄県の設置（一八七九〥明治十二年）の過程は、決してスムーズにおこなわれたのではなく、ことに当時の沖縄の土族層〥支配階級の反対と抵抗をひきおこし、それを強圧的におさえる形で断行された。「処分」といわれるゆえんである。このように、「琉球処分」は、一面で明治政府の権力恣意の貫徹として断行されたが、他面で三十餘万の沖縄の民衆にとつて、日本本土の大衆と、より強固な結合をかちとるための条件と展望を与えた。「琉球処分」の唯一最大の意義は後者の点にある。本稿はかかる視角から「琉球処分」の政治過程を分析する。民族統一の問題は、現在沖縄の祖国復帰運動の課題でもあり、本稿もそれへのささやかな展望が含まれている。

史林 五〇巻一号 一九六七年一月

はじめに

「琉球処分」とは、明治政府のもとで沖縄が日本の近代国家の中に、強制的に統合される一連の政治過程をいう。

慶長一四年（一六〇九）、島津氏の侵攻を受けて以後の沖縄は、実質的には薩摩藩の植民地的な支配下におかれたが、形式的には明・清兩朝とも朝貢関係を維持しつつ、いわゆ

る「兩属」の状態で「中山王府」を保持していた^①。幕末に至つては、欧米諸国に強要されて独自に「条約」を締結したりして、「独立国」であるかのような観を呈した。政治的には、このようにあいまいな地位にありながらも、沖縄の言語・風俗その他の日本との共通性や、経済的な結びつきは、早晩、沖縄が日本と民族的融合を可能にする条件を、準備しつつあった。

明治維新の変革によって、日本国内においては封建的の方割拠性は廃滅され、ともかくにも近代的な民族統一への基本的条件が与えられた。こうした日本国内の民族統一への動きは、どのように沖繩へ波動したか。「内は則ち拳國統一の計を立て、外は則ち万邦対峙の策を決すべき」^②課題を担ったとされる維新政府は、内政・外交のいわば結節点としての「琉球問題」を、どのような形でとりあげ、解決しようとしたか。

明治政府は、明治五年（一八七二）九月、琉球を「藩」とし、従来の鹿児島を通じてする間接支配を改めて中央政府の直管とした。さらに明治十二年（一八七九）に至って、「琉球藩」を廃し、「沖繩県」に改めた。沖繩に対するこの「廃藩置県」は、沖繩の、殊に支配階級（士族層）の執拗な反対と抵抗を受けた。これに対して明治政府は軍隊・警官をさしむけ、強圧的に「沖繩県」の設置を断行した。明治五年の「琉球藩」設置から、同十二年の「沖繩県」の設置に至る、明治政府の一連の権力措施を、ふつう「琉球処分」とよんでいるのである。^③

本稿は、「琉球処分」という一連の政治過程の分析を通

して、そこに貫かれた明治政府の政策基調を明らかにすると共に、究極的には近代における日本の民族統一の問題を追求しようとの試みである。

沖繩の日本との真の民族一体化は、いつ、いかなる契機を通して、実現されなければならなかったか。明治政府の「琉球処分」は、民族統一の観点から、いかなる意味をもつか。「琉球処分」研究の最も重要な意義も課題も、この点を明らかにすることにある、と私は考える。本稿も、この重要な課題へアプローチするための試論である。

（なお、史料操作上の混乱をさけるために、以下、歴史的な呼称に従って「琉球」という言葉を使う。）

一 維新政府と琉球問題

明治維新政府が、はじめて琉球問題をとりあげたのは、史料の上から見ると明治四年（一八七二）七月の廃藩置県前後のころである。即ち、廃藩置県が断行される二日前の七月十二日付で、政府の命を受けて鹿児島からは「琉球管轄ノ沿革調書」が提出されている。^④

ほかでもなく、慶長の役（一六〇九年）以来、琉球の事実

上の支配者であった薩摩は、この調書の中で、琉球が中国と通じた（一三七二年）はるか以前の、「文治二年（一一八六）島津家ノ祖、豊後守忠久薩・隅・日封国ノ砌、南海十二島ノ地頭職補任以来、代々旧封ヲ襲キ附庸」たることを指摘し、さらに「慶長降服以来今ニ至」るまでの薩琉關係をのべ、「名義不当」ながら琉球が日本・中国へ「兩属」している現状をも具申している^⑤。

廢藩置県は、薩摩藩にいくつかの難題を提起することとなった。その一つは管下の琉球の処遇についてであった。これまで琉球を媒介とした貿易および琉球産の砂糖専売で、甘い汁を吸い続けて来た薩摩にとって、できることなら旧来の特権をいつまでもその掌中におさめておきたかった。しかし、今や薩摩そのものが廢されようとする時、その特権も保てなくなるかも知れぬ。おそらく、薩摩の方ではその特権維持のために、中央にいる西郷や大久保を通じて、画策したであろう。そのことをうらがきするかのように、同年八月二十三日付の岩倉宛大久保の書翰には、次のような一節が読まれる。

伊地知正治より小臣迄一封参、如此之御英断（廢藩置県のこと）

引用者註）ニ出候上ハ、何く迄も其実挙り候処肝要ニ候処、鹿児島之儀、余に比例も無之、琉球南島余多有之、殊に土族莫大にて右辺之始末ハ勿論、何れ九月頃ニハ從朝廷御処分も可被仰出候付、甚当惑之事候間、是非小臣等（大久保、西郷）引用者註）之内、急ニ御暇下向致呉候様云々……^⑥

大久保は西郷と協議の上、早速吉井友実（宮内大丞）・西郷従道（兵部大丞）の兩人を帰藩させ、「廢藩置県断行ノ事情ヲ報告シ、且ツ善後ノ処置ヲ講セシムル」ことにした^⑦。明けて明治五年の正月、鹿児島からは奈良原繁・伊地知貞馨の兩人を「伝事」として渡琉させた。兩人は早速、摂政・三司官（琉球王府の行政首魁）に向つて、維新変革の事情を伝え、「各国往来日に開化に趨き候今日に臨み、依然として、旧来之仕末而已被相守候ては、島津家代々之御指揮御不行届之場に当り、被对朝廷如何敷」、即ち、このままでは薩摩の悪政がばれて、朝廷に対して申し訳も立たないから、庶政を改革し士民救助の策を立てなければならぬ、と説論とも弁解ともつかぬ「口上手控書」を手渡した^⑧。同時に、薩藩に対する負債五万円をも、あっさり「免除」すると申し渡した。

廃藩置県がおこなわれても、琉球は依然として鹿児島県の管轄下にあった。しかしながら、政府のそれは一時的な措置であり、いずれ「御所分」がおこなわれるであろうことは、先に西郷も報じていたところである。従来のような

「属島」支配はとも望めないまでも、せめてこれまでの経済的特権は保持していたい、とする未だ藩意識を越え切れない薩摩士族の量見も、そこにはあった。政府の「御所分」の前に、薩摩として手を打っておくべきことがある。それは、一つには「幸鹿児島之管轄に属し、其段は御安心之事」であらう琉球側の歎心をつなぎとめておくために、

二つには苛酷な島津の支配を、後日政府から問責されないために、^①急がねばならない。かくて「伝事」は派遣されたのである。鹿児島からのこの「伝事」の派遣が、中央政府の命をおびた「使節」のごとく説く書が多いが、^②以上にのべたこと、およびすぐ後に引く「伝事」の言葉から見て、全く鹿児島県から派遣されたものであった、と私は考える。即ち、奈良原・伊地知らの「口上手控書」の一節には、「此後朝廷役向より、別段差入に不及、我々共手切にて、折合相付、以来之規則一定いたし候は、於御当所も、御面倒

筋無之、第一我々共奉命之詮相立、仕合之事に候」とあるからである。

旧来のゆきがかりから、琉球に対する「特権」への執着を捨て切れない薩摩の姑息な量見は、琉球が明治政府の「直管」に移されることによってその期待も空しかったのであるが、慶長以来、琉球の経済の中枢をにぎり、ぬけ目なく扶植されて来た鹿児島商人の勢力は、置県後も隠然たる力を持ち続けるのである。

明治五年のなかばごろから、琉球に対するいわゆる「御所分」が、いよいよ明治政府の具体的な政治日程にのせられる。即ち、同年五月三十日には、大蔵卿井上馨から、琉球国の処分についての建議が正院に提出された。井上はその中で、琉球が慶長以来「薩摩ノ附庸」であること、また「言語・風俗・官制・地名」等が相類似しているばかりでなく、地理的にも琉球は「我残山ノ南海中ニ起伏スル者」であって、日本の一部であると強調する。しかるに、琉球が「支那ノ正朔ヲ奉シ、封冊ヲ受」けているのは、甚だ「不都合」であり、「百度維新ノ今日ニ至リテハ到底御打捨被置候筋ニモ無之ニ付、従前曖昧ノ陋轍ヲ一掃シ、改テ

皇国ノ御規模御拡張ノ御措置有之度」と、「処分」の必要を説きながらも、ただその際、「威力を挾、侵奪ノ所為ニ出候テハ不可然」として、処分方法について十分廟議を尽されたし、と具陳している。

要するに井上の案は、琉球が、歴史的にも地理的にも日本の一部であることを認めながらも、現実には清国とも朝貢關係を結んでいる事態に鑑み、いづれ「内地一軌ノ制度」に改めるにしても、その「処分」は琉球側に対し、十分説得的でなければならぬ、というにあった。むろんこの井上の案も、あくまで「皇国」の「大義」をもって「彼ノ酋長」の「不臣ノ罪ヲ譴責」するという形での、いわば天皇制絶対主義官僚としての発想にもとづくものであり、従って彼のいう説得も、容易に「威力」による「侵奪」に転化し得るものであった。

右の井上馨の建議とほぼ相前後して、外務卿副島種臣も建議をなし、「尚泰ヲ藩王ニ封シ、華族ニ列シ、其外交ヲ遏メンコトヲ請フ」た。副島のこの建議は、「当時機密ニ涉ルヲ以」て、直接三条太政大臣に上呈されたというが、原文は早く逸失してしまつたらしく、従つてその全容を知

ることができない^⑥。しかし、この外務省案が、次に見るように、左院の反対意見にもかかわらず、ただちに実行に移されていることに注意したい。

これらの建議を受けて、正院は六月二日（七月七日）、左院に対し、琉球の処分についての具体的な審議を命じているが、それに対する左院の答申は、琉球問題に対する明治政府部内の（見捨てられはしたが）、もう一方の意見として、とりあげて見る必要がある。左院はこの答申の中で、琉球の日・清への「兩屬」は、「従前ヨリ其国ノ形勢」であり、「清ニハ名ヲ以テ服従シ、我ニハ実ヲ以テ服従」しているのであって、今これを「名義不正」となし、強いて「我カ一方ニ屬」させようとすれば、恐らく「清ト争端ヲ開クニ至」るであろう。それよりは、「虚文ノ名」を捨て、「要務ノ実」をとり、「分明ニ兩屬ト見做スヘシ」と断じている。さらに、「琉球国主ハ乃チ琉球ノ人類ニシテ、国内ノ人類ト同一ニハ混看スヘカラス」と言い張り、尚泰を華族に列するという先記外務卿の建議に反対した。

左院に代表された極端な保守的見解は、以後の琉球処分の過程では、ほとんど政治的効力を見ることがなくほうむり

去られたのであるが、ここにいみじくも示された「琉球ノ人類」「国内ノ人類」云々は、明治政府の沖繩に対する差別政策の中に、潜在的につらなるものであろう。

ここで注意しておきたいことは、明治政府の琉球問題についてのこれらの意見や建議が、いずれも台湾での琉球難民殺害事件の情報が清国滞在中の柳原前光から、外務省へ報告されて（新曆五月十九日、旧曆四月十三日）以後に提出されていることである。換言すれば、琉球問題が明治政府部内で本格的な政治日程にのせられたのが、いわゆる台湾事件との関連においてであったことは、直統する明治政府の「琉球処分」を考える際、注意されなければならない。

ついでに付言しておくならば、このころ明治政府内における琉球問題は、主として外務省を中心にとりあげられていたことである。いわゆる「両属」的地位におかれた琉球問題の解決は、それ自体、清国との何らかの交渉もしくは紛糾を予測せしめたし、その意味で、当時琉球問題が外務省でとりあげられたのには、それだけの理由があったといえる。しかし、琉球処分の問題がその当初から、外務省の、いわゆる「国権外交」の線上でとりあげられたところに、

明治政府による琉球処分の性格が特色づけられているのである。

それでは、副島外務卿のいわゆる「国権外交」の時期に、琉球問題はどのようにとりあげられたか。副島は、大久保の推薦で明治四年（一八七二）十一月四日外務卿の任に就き、明治六年十月二十三日の征韓論分裂で下野するまで、およそ二年間、留守政府の外相として琉球問題に着手し、台湾出兵を画策した。試みに副島外務卿時代に琉球に対してとられた一連の措施を見てみよう。まず明治五年七月、鹿児島県を通じて琉球の来朝を促がし、九月十四日には先の建議通り、琉球国王尚泰を藩王に封じ、華族に列せしめると共に、同二十八日付をもって琉球の外交事務を停止し外務省の管轄に移している。建藩宣下の翌日、副島は早速、「辺陲ノ要地」たる琉球藩が、「弥以我藩属ノ体制徹底ニ至リ候様、御処分有之度」と、数カ条の建議をおこなっている。さらに翌明治六年（一八七三）三月六日には、「海中ノ孤島、境界分明ニ無之候テハ、掠奪之憂モ難計」との理由で、琉球周辺の諸島に「国旗」を立てさせるようにした。これと並んで、「新貨幣」三万円を下賜して藩内流通をはかり、

上京使節一行を厚遇し、藩王に対しては東京に邸宅を与え、琉球藩負債二十万兩の消却のための便宜をはかってやり、さらに琉球藩貢米上納に関し、大蔵省がしぶるのを押し、琉球側の要望を容れ、ささやかな減税措置を施すなど、琉球に対する懐柔策に出ている。^②

琉球に対する矢つぎ早やのこの一連の措置は、これと密着して画策された台湾出兵計画の、いわば準備的施策でもあった。台湾出兵が今は至上命令であるが故に、その大義名分である琉球に対し、一見優遇措置も必要だったのである。^③

琉球藩設置の立役者は、以上でのべた通り副島外務卿であった。琉球藩の設置は、征台計画のどさくさの中で、いわば「討藩ノ公理」^④を得るために、大急ぎでおこなわれたものであり、琉球処分への第一の布石であった。

以上本節での私の主要な関心は、維新政府が、いつごろから、また、いかなる契機で、琉球問題をとあげたかを、史料の上からあとづけることにあった。と同時に、いわゆる「琉球処分」における明治政府の政策基調を、いわばその始点で検討して見ることであった。これまで述べて来た

重要な点を要約すれば、次のようになる。

第一に、維新政府がはじめて琉球問題をとあげたのは、明治四年の廃藩置県のころであった。鹿児島から差し出された「琉球管轄ノ沿革調書」も、政府の命を受けてであった。周知の如く、廃藩置県は、従来の封建的割拠性を廃絶し、近代的民族統一のための客観的条件を与えたものであった。維新政府の琉球問題解決への志向も、时期的には一応、こうした日本国内の客観的状况に対応しているかに見えた。

第二に、明治政府における琉球問題は、しかし単に「国内」統一という崇高な使命のみによってとりあげられ、解決されようとしたものではなかった。むしろ、それを逸脱し、つきぬけて、琉球処分は急がれたのである。即ち、琉球処分の問題は、単独に、内政上の問題としてよりも、すぐれて外政上の問題との関連において、とりあげられたことである。台湾事件が、そのことを示している。

第一と第二のうち、後者の方が主要な側面であった、と私には思われる。そのことは、さらに以下の諸節でも述べられるはずである。

二 大久保政権と琉球処分

服部之総氏は、副島外相時代のいわゆる「国権外交」と、それを踏襲した大久保政府にふれて、次のように述べている。

副島外相時代の国権外交の本質は、以上のごとき対支鮮外交（朝鮮従ってまた支那を犠牲とする何ほどの武装資本主義的実践）、秘魯船マリア・ルイズ号事件、その両者と関係のある対露樺太売渡案、これらすべてと妥協的対米改正条約案に対する強硬反対という全関連において見るとき始めてその意味を明らかにする。曰く東洋におよび弱小国を犠牲とする「国権」の確立。少くとも大久保政府は、右の如き方式を意識的に採用した。彼はこの方式に適う限りにおいて留守政府の遺産を踏襲し、かえってこの方式を危うくする怖れをもつという限りで留守政府遺策を無遠慮に修正した。

明治六年（一八七三）十月の政変＝征韓論分裂によって成立した大久保政権は、台湾出兵計画・琉球処分問題の二つながら副島の「国権外交」をそっくり受けつぎ、それにより強力に現実化する。本節では、大久保政府のもとで決行された台湾出兵と対清交渉、それと密着しながら進めら

れた琉球処分の過程の考察を通して、そこに見出される明治政府の政策基調を明らかにする。

明治四年（一八七一）暮れの、琉球難民殺害事件がおもてむきの理由となつて決行された明治政府の台湾出兵については、私は既に琉球処分との関連においてくわしく論じておいた。^⑤ここでは、できるだけ重複をさけて、前稿ではふれ得なかつたことを補足する形で、論を進めて行きたい。明治五―六年（一八七二―七三）における征台の計画は、駐日米国公使にはげまされた副島外務卿が中心であった。

一方同じころ国内には、配下の近衛兵にバックアップされた西郷の征韓論があつた。この二つの本質的に同一のものであり、従つてどちらが先になつてもよいようなものであつた。結局、西郷の征韓論が優先され、こうして征韓論は明治六年十月の破裂に至るまで、まっしぐらにつき進んで行く。

征台と征韓が論議されているさなか、明治六年五月、大久保が一足先に外遊から帰国する。大久保とどちらにもまんざら反対ではない。しかし、岩倉も伊藤もまだ帰国していない。それに、西郷ら士族派のヘゲモニーのもとでの

征韓には反対だ。^㉗その上、大久保は外遊中欧米で種々学ぶところがあつた。「殖産興業」のための基礎を固め、国力の充実をはからねばならぬ。そのためにはなによりもまず内務省の設置が急務だ。大久保は副島にそつとささやいた。

自分等は欧米回覧の使命を奉じて僅かに先日帰朝掛けてある。

そこで奉使中の任務をも終らねばならぬが、自分は内務省建設のことに就きて色々見込があるから、内務一省の纏めを付ける間、五十日間だけ征韓論を猶予して呉れたなら、自分も亦征韓論即ち貴説に同意せう。^㉘

だが、副島や西郷は待てなかつた。大久保も今は何としてでも西郷派の征韓論に一撃を加えねばならなくなつた。かくて征韓論は十月に至つて兩派が激突し、ついに大久保派の勝利に終る。

今や大久保の思う通りに事は運んだ。彼は直ちに内務省設置に着手し、十一月十日その認可を得、二十九日に自ら内務卿の地位に就き、翌明治七年（一八七四）一月十日から内務省が開省する。こうして、大久保内閣とも称すべき官僚独裁体制が確立された。

さて、西郷派の征韓論を一刀兩断になぞたおした大久保

は、かえす刀で征台をやつてのけるのである。この場合、副島がねりあげた征台の計画を、そつくりそのままひきつぐことを大久保政府はためらわなかつた。明治七年（一八七四）二月、大久保（参議・内務卿）・大隈（参議・大蔵卿）兩人連名で閣議に提出された「台湾蕃地処分要略」の冒頭には、「我藩属タル琉球人民ノ殺害セラレシヲ報復スヘキハ日本帝國政府ノ義務」であることがかけられた。^㉙

大久保政府は、一方で西郷従道を台湾に出兵させて「討蕃」を進めさせると共に、他方で柳原前光を清国に派遣して「交渉」にあたらせた。この使節と用兵の二本建ては、副島外務卿の時、リゼンドルの組立てた軍略であつた。対清交渉が難行するや、大久保は自ら北京談判を決意し、八月六日東京をたつて清国へ向つた。出発に先立ち、彼は琉球藩事務を外務省から内務省の管轄に移すことを忘れなかつた（七月十二日）。^㉚

琉球民殺害事件に端を發したはずの今回の征台をめぐる紛争で、北京にのりこんだわが全權使節は、柳原も大久保も、「琉球」のことは表立てて口に出さなかつた。そのことは当初からの明治政府の方針であり、この方針は交渉の

最後まで貰かれた。「互換条款」においてもついに「琉球」という言葉は見つからない。琉球所属の問題は、そのこと自体、外交的配慮が必要であるからである。琉球の所属が明確にされない今、その論議に時を費すならば、征台の名分さえあやしくなるからである。従って今は、台湾出兵を合理化し、正当化すると共に、今後に予定された琉球所属問題を、日本に有利に導くための伏線を引いておくことにある。北京にのりこんだ大久保は、そのためにもつぱら「万国公法」(近代国際法)を引きあいに、台蕃の地が清国領でないことを言い張り、清国側を説得することに努力を払った。大久保の随員の一人であった井上毅(当時司法省七等出仕)の言によれば、「大久保公が北京に在るや、我等と共に、殆んど毎日ポアソナート博士を中心として万国公法の研究に勤め、恰も質問会の餽を為せり」と云う。^③

大久保が常に伝家の宝刀の如く持ち出した、いわゆる「万国公法」なるものについて、ここで少しく説明しておこう。このいわゆる「万国公法」による「領土主権」とは、大久保の説明によれば、こうである…「万国公法に云へり、新発見の地は先づ実力を以て之を占有し、之に官衙を設け、

其地の実益を収むるにあらざれば、決して之を主権者と認むることを得ず」と。^④従って、「蕃地が果して貴国の領土とせば、之に対する施政の実績なかる可からず、公法に拠りて、予は断じて貴国の管轄にあらざるを確信す」と。^⑤大久保が唯一の聖典にする「万国公法」とは一体何か。かつて外遊中、鉄血宰相ビスマルクは親しく大久保に教えた。いわく、「彼の所謂公法なるものは、平常は列国の権利を保全するの典憲と言ふと雖、大國の利益を争ふや、己に利益あれば、公法を取て少も動かず、若し不利益なれば翻すに兵力を以てし、固より常守すること無し」云々。強大國による弱小國の侵略を合理化する「典憲」、これがいわゆる「万国公法」なるものの正体にほかならない。

大久保はまさにその意味で「万国公法」を活用した。さすがの大久保も、台蕃の地が清国領でないことを、清国官憲に納得させることはできなかった。「支那ノ屬地ニ非レハ支那ヨリ銀ヲ出スノ謂レ無キトノ論ニ歸ス可シ」と、ウエード(駐華英國公使)にはひにくられながら、そそくさと「償金」を手に入れてひきさがった。

さて、北京談判を終えて帰國(十一月十三日)した大久

保は、いよいよ琉球藩処分に着手する。先記の如く、大久保は北京に出発する直前の七月十二日、琉球藩事務を内務省に移管しておいたのであるが、帰国後ひと月たった十二月十五日には、「琉球藩処分着手ノ儀ニ付伺」書を、太政大臣へ提出している。大久保内務卿はその中で、「今般清国談判ノ末、蕃地御征討ハ同国ヨリ義拳ト見認メ、……（琉球ガ）幾分カ我版図タル実跡ヲ表シ候ヘ共、未タ判然タル成局ニ難至、各国ヨリ異論無之ト申場合ニ到兼、万国交際ノ今日ニ臨ミ、此儘差置候テハ他日ノ故障」になるかも知れぬ、既に「処分」のスケジュールもたててあるから、琉官の上京を命ぜられたい、と要請した。

かくて翌明治八年（一八七五）早々、琉球藩からは三司官与那原親方ほか数人が呼び寄せられた。大久保は彼らに向つて、「征蕃ノ顛末・清国談判ノ曲折・方今ノ形勢・情実名分条理等」を説諭し、清国からの「償金」によつて「蒸気船」一艘と被災者への「撫恤米」の賜給を告げ、さらに「謝恩」のため藩王の上京、明治の年号を使用すること、藩治職制の改革等々、処分の方針を矢つぎ早やに提示し、「旧習ニ拘泥シ、目前瑣々タル小得失」をとやかく拾い集

めて、政府の「御改正」をさまたげることのないよう、言い聞かせている。

次いで同年五月、琉球処分の「着手順叙ノ見込」を整えた大久保政府は、内務大丞松田道之を処分官に任じ、いよいよ琉球処分強行に乗り出す。

松田は政府の命を奉じて前後三回渡琉し、琉球士族層の反対を押し、明治十二年（一八七九）三月十一日、琉球藩を廃し沖縄県を設置する旨を布達し、同三十一日を限り首里城の明け渡しを命じた。第一回の松田処分官の派遣から、廃藩置県に至る、松田「政府の説得・脅迫および琉球士族層の反対・歎願の一連の経過を、くわしくたどる暇はないので、ここでは処分の過程で一貫してつらぬかれた明治政府の基本的な政策を検討する。

明治政府が、琉球を「我が日本政府ノ版図タルコトヲ判然表章」しなければならぬ「理由」として公言したものは、第一に外国からの琉球占領の危機であり、第二に「日本政府ノ体面」であった。^④第一の点については、たとえば既述の如く明治六年（一八七三）三月、琉球周辺の諸島に「御国旗」を立てさせるようにしたのも、「海中ノ孤島境界分

明ニ無之候テハ外国掠奪之憂モ難計候間」と説明していた。^① それでは、果してこの当時「外国掠奪之憂」がさし迫った現実として存在したのであろうか。当時、そのような危機はなかった、と私は考える。むろんたとえ英人バルフオールが書いているように、「今設シ我英国ニ於テ如此キ群島（琉球）ヲ得、戍兵ヲ置キ以テ太平洋海中屯割ノ所トセハ、東洋ニ於ケル英国ノ地位ハ尚幾歩ヲ進ルヲ知ルヘカラス」と、侵略者らしい口吻をもらす者も居るにはいた。とはいへ、まずなによりも明治政府は、米国やその他の西欧各国のあとおしか、すくなくともその承認を得て琉球処分により出したではないか。^②

明治政府が琉球処分に際して公言した第二の点、つまり「政府ノ体面」云々については本節の最後にふれる。ともかく、明治政府は琉球側に有無を言わせず、強圧的に「処分」を断行した。しかも、琉球処分では明治政府のこの方針のみが歴史的事実として実現した。ただ、同じく政府部内で提示された別の、可能な、しかも妥当な「処分」の方向が出されていたことに、注意したい。それは琉球処分について提出された「ボアソナードの意見」に示されている

「処分」の方向である。今これを紹介しておくことは無益ではないと考える。

琉球処分にあたって明治政府は、私人法律顧問ボアソナードの意見を徴した。これに答えて明治八年（一八七五）三月十七日付で提出されたのが「ボアソナードの意見」^③である。その内容はおよそ次の二点に要約できる。第一は、琉球処分の際予測される清国からの異議にどう対処するか、についての顧慮。第二に、地理的・歴史的に日本の地域と多少その地位を異にする琉球に対し、どのようにして日本の政権を及ぼすべきか、についての配慮。まず第一の点については、「千八百七十四年日本支那兩國間ニ取結ヒタル条約ノ最幸ナル結果ノ一ハ、琉球島ニ日本ノ権アルコトヲ暗ニ認得シタルニ在リ、夫レ台湾蕃人ノ惨害ヲ蒙リタル航海者ハ琉球島ノ人民ナルコトハ支那ニ於テ知ル所ナリ、而シテ条約面中ニ其人民ヲ日本臣民ト名称シタリ」と述べ、条約上日本は既に琉球の日本所属を清国に認めさせたと解釈する。しかし現実には琉球の対清国朝貢関係を断絶させるには、どのような手段をとるべきか。「福州ノ公館ヲ廢シ及貢獻モ為ササルコトヲ直チニ亞王ニ命スベキカ、或ハ前

以テ支那ト談合スベキカ、此ノ終リノ策ヲ取ル可キナリ」と、前以つての対清国談判をなすべきだ、という。次に第二の点については、「実ニ日本ハ琉球住民ニ対シ其我ニ從屬スルヲ要求スル權アリ」としながら、琉球が地理的な遠隔および歴史的な「曖昧ナル來歴」の故に、日本の他の地方と異なり、「從來日本政府ニ対シ多少ノ獨立ヲ成シ」て來た狀況を考慮して、「暫時ニテモ多少ノ獨立ヲ許シ置クハ亦賢政ト云フ可キナリ」とし、従つて「其土地ノ古來古有ノ特免及免稅ヲ聊カ存シ置キ、以テ住民ノ信從ヲ受クルノ利益アリ、故ニ日本ハ当今ノ亞王ニ自ラ諸官ヲ命ズルノ權ヲ許シ置キ、唯ダ政事兵事裁判及理財ニ於テ最重要ナル者ノミハ亞王其人ヲ選舉シテ日本之ニ許可ヲ与フ可シ」とした。さらに彼は法律の専門家らしく、琉球の刑法を「校訂」し、「日本ノ刑法ヨリ苛刻ナルコト無カラシメ、若シ日本ノ刑法ヨル寛ナルコトアラバ之ヲ改ム可カラズ、然ル時ハ人民ハ其校訂ニ付キ大ニ欣悦スベシ」と述べている。

以上ややや長きにわたつて、「ボアソナードの意見」を紹介したのであるが、琉球処分の過程で、明治政府がこの「意見」に全く従つたというのではない。反対に、琉球処

分に際して、明治政府はこの「意見」をはるかに越えて、しかもより強力に「処分」を断行するのである。たとえば、第一の点に関しては、明治政府は琉球処分を強行する過程で、清国との談判をむしろ極力さけて來たし、第二の点に關して言えば、「意見」に全く耳をかしていない。しかしながら、私がこの「ボアソナードの意見」を重視したいのは、当時における琉球処分の一つの可能な（明治政府のもので）、しかも或る程度妥当な方向を提示しているように思えるからである（これについて後節で再度ふれる）。

本節で私は、琉球処分の過程で貫かれた明治政府の政策基調をさぐつてみようと思つた。従つて最後に、その点に即して要約しておきたい。

まず第一に、琉球処分の問題は、ことからの性質上、当然清国との係争が予想された。琉球側の「処分」反対の理由もまた対清關係への顧慮にほかならなかつた。明治政府は処分着手の当初から、それらのことを十分承知の上で処分を急いだ。明治政府は琉球藩処分を以つて、「清国關係ノ儀、兩國交際上ニ差響キ、尤重件^④」と考えながらも、この問題についての対清国談判を、台湾事件当時から一貫

して避けて来た。それどころか、明治政府は琉球問題を介して清国と敵対し、挑発し、ついに「猪鹿之狩猟同様^④」の無用な台湾出兵までおこなったのである。ここに示されたのは、アジアの隣国に対する「和好」ではなく、まさに弱小国に対する侵略である。琉球処分は、かかる明治政府の「外交」の上で、とりあげられていたのである。

第二に、琉球処分は明治政府が「内政」上、捨ておかれぬ問題としてでなく、外に対する「我日本政府ノ体面」もしくは「国権」の確立という側面だけが、一方的に強調された形で提起されたことである。^⑤そして、その方向で処分は急がれたのである。それにひきかえ、内政問題としての琉球に対する諸「改正」は、置県後においてさえ、ほとんど放置された。明治政府にとって、この際必要なのは「国権」の確立であり、琉球の内政改革はさほど重要な課題でなく、従ってまたそれについての具体的なスケジュールも、殆んど提示されなかった。それどころか、むしろ琉球の「旧来ノ慣習トナルモノハ勉メテ破ラサルヲ主」とするといふ、いわゆる旧慣温存の方針をもって、「県治ノ一大主義ナリ」としたのであった。^⑥この方針は、以後沖縄県政に

ついでに明治政府の「一大主義」として踏襲されて行く。

三 分島問題の意味するもの

「抑々政府の方針たるや、廢藩は第二義にして、其の第一義は、清国との関係を更むるに在り」^⑦。琉球旧来の対清国関係を廃絶すること、これが琉球処分の主眼であった。

明治八年（一八七五）五月、松田を処分官として急ぎ渡琉させたのも、この年二月清国では光緒帝が即位したため、琉球王府では例によって賀慶使派遣の議がとりざたされていたから、「機に先ちて之れを制せんとした」ためであった。^⑧

琉球のいわゆる「日支両属」については、明治政府はその当初から「名義不当」として、早晩解決する構えを見せた。しかしその解決は、琉球のこれまでの対清国関係一切をとり扱うことであり、日清間の深刻な外交交渉をそれは予想させたから、明治政府は慎重な態度をもって臨んだ。台湾事件における日清外交交渉の際に、できるだけ琉球の「両属」問題を論議することを避けて来たのも、明治政府の慎重な外交的配慮からであった。その反面、明治政府は

いずれ清国との間に、琉球の所屬をめぐっての論争を予想し、いわゆる近代国際法上、琉球に対する主権の保有を主張しうる根拠を確立するため、矢つぎ早やに既成事実をつみあげて行くのである。

もちろん、琉球藩設置以来の明治政府の一連の施策が、すべて外交的配慮のみからなされて来たというのではない。そこには多少なりとも、民族の近代的統一をめざして進む日本国内の客観的歴史状況が反映されていたし、事実、明治政府の琉球処分は、琉球の日本への民族的一体化のための客観的条件を与えもした。しかしながら、この点における明治政府の「功績」のみを一方的に強調するならば、同じ政府のもとで画策された二島（宮古・八重山）を分割し、民族を分断しようとした、いわゆる「分島問題」の意味を、あいまいにする結果となる。この二島の分割の謀議は、現実には効力を発しなかったのであるが、琉球問題に対する明治政府の政策を、いわば集中的に表現しているものと私は考える。そこで本節では、琉球の所屬をめぐる日清間の外交交渉の中で、どのようにして「分島問題」が提起されたか、どのような問題がからんでいるか、等を中心にとり

あげて、「分島問題」の意味することがらを考えてみたい。琉球の所屬をめぐる日清間の外交交渉は、明治七年（一八七四）日本の台湾出兵の時から、日程にのぼっていた。

しかしながら前述の如く、明治政府は極力琉球所屬問題についての論議を避けて来たのである。明治十年（一八七七）九月、清国駐劄森公使は、李鴻章から琉球の進貢使差止・琉球所屬等の件について質問を受けた時、先の政府の訓令（註⑥参照）通り「聲響」を粧って、「本使相心得不申」「一向承知不致」と、「不聞不見」の態度で「漫然」と応答している^⑧。既に明治政府は明治八年五月、琉球に対し清国への朝貢使・慶賀使の派遣および清国から冊封を受けることを禁じ、翌明治九年六月一日付で、太政大臣から琉球藩へ次のように敵達された。

……元來清國へ対スル臣礼ノ儀へ、我國体ト國權トニ関スル最モ大ナルモノニ付、断然謝絶セシメサルヲ得サルトノ、深遠ナル御詮議ニ出タル儀ニ候条、其一藩姑息ノ情ヲ酌量スヘキ筋ニ無之、依テ向後如何様歎願候トモ、採用不相成候条、厚ク可相心得、此旨相違候事^⑨

さらに同年六月七日内務省布令をもって琉球から清国渡航

を許可制にすることによって、実質的に琉球の対清国関係を遮断した。

琉球の対清国関係を旧のまま存続させるよう、明治政府へ歎願のため当時上京中の琉球藩吏から、以上のことが駐日清国公使へ知らされると共に、いよいよ琉球問題は日清間の外交交渉の舞台で論議され出す。

明治十一年（一八七八）九月には、清国公使何如璋は、三日・十八日・二十七日と、三度日本外務省に足を運び、琉球の進貢差止の理由を正し、清国にも「附屬」して来た琉球を、一方的に日本の「屬地」としたことに抗議し、さらに十月七日（清曆光緒四年九月十二日）付、何如璋・張斯桂（副使）兩人連署で外務卿寺島宛の書簡の中で、「堂々タル大國」日本が、「隣交ニ背キ、弱國ヲ欺キ、此ノ不信不義・無情無理ノ事」を為すことは、日清修好条規にも背くものだ、と断じ、十一月二十九日（十一月初六日）同じく寺島外務卿宛書翰では、「数年来信使時ニ通スレトモ乃チ令ヲ琉球ニ発スル事ハ並ツテ一言ヲ以テ相告ケサレハ恐クハ隣交ヲ重シ友宜ヲ修ムル所以ノ道ニ非サルナリ」と、日本のやり方をなじっている。

これに対し外務卿寺島は、琉球の処分は日本の「内政」上の問題であり、いちいち清国に告げる必要はない、しかるに、「忽然我政府ニ向テ如斯仮想ノ暴言ヲ発ス是豈隣交ヲ重シ友宜ヲ修ムルノ道ナランヤ」とやりかえし、「堂々タル大國」云々の「暴言」取り消しを要求し、その謝罪撤消までは今後この件についての交渉に応じないとの強い態度を示した。

こうして、琉球問題をめぐる日清間の外交交渉は、事実上何らの進展もないままこの年は暮れた。この交渉の停頓は、実は例の書翰取消しを責め立てつつ、交渉を避け、もしくは先へ延ばそうと意図した日本の外交戦術でもあった。こうして時をかせぎながら、他方明治政府は、翌明治十二年（一八七九）一月および三月に、再度・三度松田を処分官として琉球へ派遣し、ついに廃藩置県の処分を断行した。むろんこれに対しても清国公使は外務省へ抗議し、中止を申し入れているが、聞き入れられず、「自分相考へ候ニハ今般貴政府ノ御所分タル我国政府ノ面皮ヲ剥カレタル同様な存候」と、不満をのべることが関の山であった。

公平に言って、というよりも客観的歴史的に見て、琉球

所屬をめぐる日清間の外交論争では、日本はより有利な立場にあったことは言うまでもない。とはいえ、どちらに分があるかを論定するために、ここで日・清両国それぞれの言い分をいちいち列挙することは、この際あまり意味のないことである。重要なのは、ほかならぬ「所屬」が決められようとする琉球三十万余の人びとの政治的運命なのだ。

日・清の当事者はそれをどう考えたか。参考までに付記しておこう。寺島外務卿・「要スルニ其管轄ハ人心ノ服否ニアラス現在着手ノ如何ニアリ」^⑤。又いわく「(琉球人ハ)併シ随分狡猾ナリ」云々。何公使受けて、「我方ニテハ此類ノ人ヲ笨蠢人(おろか者の意)ト称シ分ラヌ者ト看做シ候」^⑥。五十歩をもつて、どうして百歩を笑えようか。

前述のごとく、明治政府は清国公使の十月七日付の書翰を「手切ノ文言」だと宣告し、以来その謝罪取消しを要求するだけで、琉球問題についての交渉らしい交渉に応じなかった。翌明治十二年のなかばまで、あいかわらず寺島外務卿は、清国公使に向かって「右書翰ノ文面タル恰モ高声ヲ発シ人ヲ叱咤セルト一般ニ有之候」^⑦と、持論を固執し、結局日清の間に、例の「グラントの調停」が入るまで、琉球

所屬をめぐる外交交渉は、「水懸け論」^⑧に終始した。

琉球の所屬をめぐる日清間のこれまでの交渉経過は、日本側の琉球に対する一方的現実的な諸施策に対し、清国が抗議するという形で進められた。前述のごとく、明治政府は琉球を「処分」するにあたって、清国へは一言の通知も発しなかった。明治政府は、琉球処分を日本の「内政」上の問題であるとし、従って清国からの抗議も近代国際法を知らぬ謬論だとして、退けた。ここに至るまでの明治政府は、しゃにむに非妥協的な方針を貫いて来たかに見えた。

しかるに、同じ政府は、すぐ次に述べるような、琉球所屬問題で最も非歴史的・妥協的方針に転ずるのである。いわゆる「分島」案がそれである。

琉球所屬をめぐる日清間の外交交渉が、例の「書翰」一件も加わって「水懸け論」に明け暮れ、もはや交渉がゆきづまっている折、明治十三年（一八七九）七月、米国前大統領グラントが清国を経て来日する。彼は清国滞在中、恭親王や李鴻章から琉球問題の調停を「依頼」されて来た（この「依頼」は、天津駐在の米国領事および駐日米国公使の画策による）。

グラントは二ヶ月にわたる日本滞在中、日光で伊藤博文・

西郷従道らと琉球問題を密談している。その時の大まかな顛末はグラントの随行者ヨングによって、早くその年の

八月十五日および九月一日の、ニューヨーク・ヘラルド紙上に掲載され、日本では郵便報知新聞が同年十月十四日・二十七日発行の紙上に同文を訳載して、一般に公開された。

それによれば、グラントはさかんに日・清の「和好」を強調し、「日支兩國若シ兵火ニ訴フルアラハ、為メニ実益ヲ収ムルモノハ外国ナリ」と忠告し、だから日本は琉球事件では清國に「一步」を譲り、その代り中国の「富源」に目を向けるべきである、と勧告している。もちろん、この公開された『御對話筆記』の記者が、「談論此ニ至テ余(記者ヨング)カ自在ニ報道スル事難キニ及ヘリ」、とことわつてある通り、論議の具体的な内容は秘せられたままであったが、宮古・八重山二島割讓を代償とする「均霑条約」要求案は、この時の密談に胚胎している。

グラントは日本を去る十日程前、即ち明治十二年八月二十日及び二十三日付で、李鴻章及び恭親王宛に書翰を送り、その中で先に駐日清國公使何如璋から日本外務省へ宛てた

例の「文書」(書翰)を日本の要求通り撤消し、その上で兩國共「特派之大員」を進んで、琉球問題を談判することをお勧め、その際、他の外國公使に調停を依頼せぬ様、注意を与えている。このグラントの忠告に従って、琉球の所屬をめぐる日清間の外交交渉は、あらたな來雜物を盛られて再開の運びとなる。

再開された今回の日清交渉での日本の本命は、もはや「琉球問題」ではなく、それを利用して、西洋諸國なみに中国から「利益均霑」の条項を獲得するにあった。明治十三年(一八八〇)四月、井上外務卿(明治十二年九月十日就任)から特命全權公使宍戸璣に与えられた「談判手續内訓狀」の一節には、「彼レ(清國)ヨリ琉球ノ結局ト条約ノ改正トヲ兩段ニ分別スルヲ望ムトモ我レハ必此兩件ヲシテ聯絡密着セシメ兩便相換ノ本意ヲ達スヘシ」とあるが、主はあくまで「条約ノ改正」にあった。その目的のために、日本はグラントの助言に従って「一步」をゆずり、「該島(琉球)ノ支那沿海ニ近接セル、支那ノ互市ヲ行フニ便ナル」宮古・八重山二島を清國に分讓しようというのだ。むろんこのことは、当の宮古・八重山島民の誰一人知らな

かったし、また、「改約によって利益を得るはずのものは、その頃の沖繩には誰一人もいなかった」のである。^⑩

このいわゆる「分島改約」案に、日本は熱心であった。

ことに当時、イリ問題をめぐる露清間の葛藤を、日本は「一刻千金」の好機とし、その機に乗じて早急に「分島改約」を実現しようとはかった。^⑪ さらに、二島分割後の同島統治についてまでも話は進み、日本では尚泰を「沖繩県令」とする案がとび出したりしているが、結局「総テ彼（清国）ノ意ニ任セ可然」と、清国へ一任する考えであった。^⑫

かくて、半年余の交渉を経て「分島改約」案は、明治十三年十月、日本の希望通り交渉妥結を見るに至り、いよいよ調印を待つばかりとなった。^⑬ しかるに、この歴史的な、否、非歴史的な「分島改約」案は、清国側の遷延策にあつて調印されぬまま、ついに廃案となる。^⑭

ところで、清国はなぜ、琉球のごとき海外に孤懸する「黒子彈丸之地」^⑮を、日本と争わねばならなかったのか。「属国」としての琉球の「社稷」を存して、宗主国としての「体面」を保持するということは表面の理由。^⑯ それよりも、清国が日本と「琉球」を争ったのは、琉球「滅亡」の

後には朝鮮があり、台湾があり、さらに中国本土があることを知っていたからである。^⑰ 腐敗し、弱体化しつつも清国の支配者は、日本の侵略意図を見抜く眼識だけは、少しは持っていたのである。日本の意もまた「琉球」だけにとどまっていなかったのである。いづれにしても、当の「琉球」に住む人びとの運命など、さらさら考えられていなかった。そのことは重大である。

明治政府の「琉球処分」が、「民族の統一」であり、琉球人民の「希望」の実現であり、「解放」であった、と説く人たちは、同じ政府のもとでまさしく「民族分断」を策した「分島問題」を、一体、どう「解説」するのであろうか。琉球処分にあたって、明治政府の要路者は終始一貫、琉球が日本の「領土」であることを主張し、また、そういう前提のもとで政策を押し進めて来たことは、認められる。しかるに、「均霑条約」（最恵国待遇）を手に入れるために、一転して「領土」を分割して手ばなそうというのである。ことここに至っては、単に「当路者の不見識不手際」というだけのことでは、すまされないであろう。むしろ、この「分島改約」案は現実に効力を発しなかった。とはい

え、明治政府はその実現に最も熱心だったし、また、その案が「成立する可能性は充分存していた」のである。^⑧「其管轄ハ人心ノ服否ニアラス」とうそぶき得る政府は、「人心ノ服否」にかかわらず、民族を分断することもできるのだ。

「分島問題」にのみしくも露呈された明治政府の「方針」こそ、明治初年以來、琉球問題に關し一貫してつらぬかれた政策基調であり、その集中的表現であり、従つてまた明治政府のいわゆる「琉球処分」の本質が、ここにのみしくもばくろされてゐる、と私は考へる。

四 琉球処分と民族統一の問題

「方今天下一統し、海内風に向ふ。而して琉球独り職を供せず。閩白（秀吉）方まさに水軍に命じ、まさに汝が國を屠るべし。今の時に及びて宜しく使を遣はして罪を謝し、貢を輸し職を修めば、則ち國永く寧からん。茲に特に告げ示す」^⑨云々。これは、天正十六年（一五八八）八月十二日、

島津義久から琉球国王尚永に送られた書である。これから二十年後の慶長十四年（一六〇九）、島津氏は琉球に攻め入

つて来る。その際、薩摩は三千の軍勢で来攻し、国王尚寧以下王府首脳部をほりよにして連行し、二年の間幽閉したあげく薩摩への忠誠を誓わせた。島津氏の琉球侵攻の眞の動機が何にあったか、^⑩ここでは問わないとしても、いわゆる「島津の琉球入り」をもつて、「侵攻」もしくは「侵略」とすることに、異論をさしはさむ人はすくない。

「皇政維新万機親裁百事改良ノ今代ニ至リ、苟モ兩属ノ体ヲ存スルカ如キハ、我日本政府ノ体面ニ於テ最モ改メサル可ラサルモノタルヲ以テ」、^⑪というにはじまり、次々と一連の対琉球処分策を押しつけ、反対しようものなら、「政府ハ貴下即チ反者ニ対スルニ国法ヲ以テ」処分すると脅迫しつづ、^⑫ついにいやがる「藩王」尚泰を東京へ拉致し、天皇政府への忠誠を強要する——いわゆる「琉球処分」をもつて、「侵略」とすることに、異論をとなえる学者はすくなくない。

「島津の琉球入り」と「琉球処分」とは、どこがちがいで、どこがちがっていないのか。むろん、この両者を何らの媒介項なしに、同一平面で比較することは、非歴史的であり、誤まりである。それでは、「侵略」とか、「統一」とかい

う場合の基準は何であろうか。その大事なメルクマールは、民族形成過程における客観的歴史条件の、発展もしくは成熟の如何である。つまり、「民族統一」とは、あくまで歴史的客観的条件の反映であり、要求であり、それを無視した「民族統一」はありえない。琉球処分は、かかる「民族統一」の観点から、どのように評価されるのか。以下、本稿全体の中心テーマである、琉球処分と民族統一の問題を、とりあげて行きたい。

いわゆる琉球処分は、明治政府のもとで琉球が日本の近代国家の中に強制的に統合される過程であった。しかし、その過程は琉球側（支配者および人民）の主体的な意志や働きによって導かれたものではなかった。むしろ、琉球の支配階級（土族）の反対・抵抗を押さえて、明治政府の一方的な権力恣意の貫徹として実現した。琉球処分の政治過程では、明治政府と琉球の支配者層との間の矛盾・緊張関係が前面に押し出された形で進行した。それゆえ、明治権力とそれに対抗しようとした琉球の支配者層との間の政治的矛盾関係を分析し解明することは、必要であるし、一定の意味をもつ。とはいえ、琉球処分の過程で示された明治政

府の政策・路線と、それに対応した琉球の支配階級の「行動様式」とを平面的に対置し、後者の「濃味な退行現象」を弾劾することによって、明治絶対主義権力の「近代」性を必要以上に強調し、その上、直ちに無条件に明治政府の琉球処分が、「民族統一の原理の立場から」「決定」された、と評価するならば、むしろその後に残された歴史的民族的課題を、正しくとりあげることができないであろう。

前節までに私は、民族統一の問題を一応基本視点にすえつつ、琉球処分における明治政府の政策基調の検討をおこなった。それらの結論の上に立って、テーマに即しての私の見解を述べる前に、従来の研究によって提起された「琉球処分」の意義と評価をめぐる二、三の代表的な見解をここに整理してみることは、有益だと考える。

まず、明治政府の琉球処分を民族問題の観点から一貫して追求されたのは、京都大学の井上清教授である。井上教授は、その著書『条約改正』（岩波新書、一九五五年）の中で、明治政府の琉球併合についてふれ、「琉球列島は地理的には日本列島に連なり、琉球人とそのことばは、人種学のおよび言語学的には日本人と日本語の一分枝とみとめられる

が、しかも政治的経済的には、琉球は小なりとはいえず古くからの独立国であった。」しかるに、明治政府は、「琉球を強制的に日本に併合した。」とされた(同書、二六頁)。さらに続けて、「琉球併合は乱暴な手段ではあるが、日本人の民族統一であろうか、それとも侵略であろうか、私は侵略的統一とでもいうほかないと思う。一番よいことは、日本は琉球の分離権をみとめてその自治を助け、日琉兩國の経済的文化的関係を深めてゆくうちに、自然と政治的にも何らの無理がなく琉球と日本と融合するようにはかることであろう。琉球が日本と統一融合するのは不可避であった。だからといって、明治政府がこれを併合したやりかたは、侵略といわざるをえない。」とされた(同書、三〇頁)。井上教授のこの見解は、『日本近代史』(合同出版、一九五七年)の中にも、そのまま受けつがれた(同書、五三―五四頁)。最近(一九六二年)では、岩波講座『日本歴史』16近代3所収の「沖繩」の項で、井上教授は、先に幕末(島津侵攻以後)の琉球を「独立国」としたこと、また、琉・清及び琉・薩の関係を同一視したことの誤りを自己批判されたが(同書、三二五頁)、基本的にはこれまでの見解に立っており、それをさらに一歩

深め、発展させている。井上教授はそこでもやはり琉球を、日本とは「なお一体不可分の民族社会に融合していなかった」として、「独自の王国」と規定された(同書、三二八頁)。そして、「このように政治的にはべつの国であり、社会的には兄弟のような親近性はあるが、まだ一体の民族社会に形成されていない二つの社会の間で、一方が、他方の意に反して、武力等の威圧をもってこれを併合し、その国家的存在を抹殺したならば、これを『侵略』といわないでなんというのだろうか。日本の琉球併合のしかたは、まさにそのようなものであった。」とする(同書、三二六頁)。かつ、明治政府の琉球併合のしかたは、「強国に対し屈従し、弱邦に對して強圧的に出るといふ、明治政府の一貫した政策の発現」である、とする(同上)。「日本の併合のしかたは自然な民族統一ではなかったが、その歴史的方向にまったく反するといふものではなかった。」(同上)と、一応みとめながらも、なぜ井上教授はあえてこれを「侵略的統一」と呼ぶのか。このことは私によれば、琉・日の真に強固な民族の一体化の方向を確立する上で(琉球処分を、単なる国際法理論上からの安易な肯定でなく、すぐれて人民の主體的立

場からの）、重大な課題提起をなされたものと解する。

井上教授のこの説に、正面きって反対の説を出されたのは、東京大学の下村富士男教授であった。⁵⁰ 下村教授によれば、井上教授のいう「独自の王国」は「厳密な規定」を欠いている、とされる。そして、「主権という視角から、中山王の実態とその掌握していた権力の性格」を、幕府から中山王に与えた「継目安堵」および将軍から薩藩主に与えた「領知判物」を引き合いに出して、次のように規定される。「中山王は琉球国を支配していたが、その地域は、本質的に幕藩体制下の一番主の封土であることが明確であり、したがってそのために中山王は薩藩主に年々年貢を出していた。―中略―慶長のいわゆる征伐以後琉球王国には、王にも住民にも、どのような主権も全然なかった」と。また、琉球と清国との関係も、「全く実質の伴わない朝貢」もしくは「形式的儀礼的朝貢関係」でしかなく、従って「清琉関係が琉球国に対する幕府の領土主権を何一つ実質的に侵害してはいなかった。」とされる（『琉球王国』論。民族統一の問題についても同教授は次の如き立場に立つ…「近代民族国家形成過程には、ヨーロッパでも全然他国の

領土を統合したり、あるいは、明治政府が琉球に対してとったようなやり方をやった例があるが、その場合暴力の行使があっても『侵略』と評価しないし、いわない。この場合、民族統一ののち真に人民の解放があったかどうかも問わない。そして近代的民族国家の形成を『侵略的統一』というのは国際政治上意味をなさない。」とされ、「むしろ民族的統一を阻止するもの」（この場合、琉球処分に反対した琉球士族階級および清国ということになる）こそ、「干渉」とか『侵略』とする」といふ（『領土調定の問題』。要するに下村氏の結論は、「明治政府の置藩・置県は、軍隊を出動させ強行したが、慶長以来の歴史的沿革と同一民族という理由の下に行われた。それは近代化であり、進歩的であり、『歴史的方向』に合致し、長期的には琉球住民の希望を実現したものであった。置藩・置県を、この面を評価しないで、ただ単に国内の不平不満をそらす政策であったなどと規定するだけでは、事の一面的理解にすぎない。」というにある（『琉球王国』論）。

以上のごとく、下村教授は常に「近代国際法」の観点から問題を提起される。その限りにおいてその論理構成は説

得的である。しかし、ひるがえって考える時、同教授のいわれるいわゆる「近代国際法」とは一体、何なのか。問題はそこにあると思われる。むろん同教授が、「近代国際法をこの場合持出すことは、形式論理にすぎぬとする主張に對しては、この形式論理が欧米列強の極東侵略を常に合理化する口実となった現実の力であったことに注意をひいておきたい。」（「領土劃定の問題」）と、注意を喚起されても、明治政府の琉球処分が、はたして「欧米列強の極東侵略」に對抗するためになされたか、それとも日本のアジア侵略の足がかりとしてなされたか、は厳密に検討され、區別されなければならぬであろう。

琉球処分の意義と評価については、このほかにも、たとえば山形大学の佐藤三郎教授や、沖縄県出身の研究者である新里恵二氏のすぐれた論稿がある。それらのくわしい内容をここで紹介することは割愛するが、それらに共通している視点は、琉球処分における明治政府のやり方を一応問題にしながらも、琉球処分は、「客観的」に琉球農民を「解放」した、という立場に立つ。

以上のごとく、琉球処分については、これまでいくつ

のすぐれた研究成果が提出された。そこには、論者たちのそれぞれの立場やアプローチのしかたのちがひによって、かなりちがった評価がなされている。殊にそのちがひは、琉球処分と民族統一の問題において、井上・下村両教授にみられるごとく、鋭く対立した見解が提起されている。このことはまた同時に、慶長の「島津の琉球入り」以後から明治の「琉球処分」当時の琉球を、政治的にも社会的にも日本国内と同一条件をあてはめて考え得るか否か、そのとらえ方のちがひとも、関連している。

それでは、琉球処分は日本国内の廃藩置県と同一に、単なる「内政」上の問題であったのか。そうではなかった。

それは「内政」というよりも、すぐれて「外政」上の問題であった、と私は考える。むろん、「外政」と「内政」とは緊密に結びついており、きりはなして考えることはそれ自体誤まりであるが、前節までに見て来たごとく、「琉球問題」が常に「外政」と密着していたことを、この際特に注意しておく必要がある。下村教授が指摘されたごとく、琉球は「独立国」ではありえなかったが、「形式的にも実質的にも日清兩屬」であった（「領土劃定の問題」）。従って、

それを改めるためには、基本的には琉球側の自覚をよびお

こし、その主体的意志の動向によって解決されねばならなかった。すくなくとも、日本は清国との外交交渉を国民の前に公開して、堂々と琉球の属否を争うこともできた。ところが、明治政府はそうはしなかった。琉球は日本の「領土」の一部である、とくりかえし主張しながら、「外交史上にも比類稀なる秘密外交」^⑤といわれるごとく、明治政府は琉球の所屬をめぐる清国との交渉を国民の前にかくしつつ、いわゆる「万国公法」だけで清国と争ったのである。しかも、清国は明治政府の琉球併合に反対した。清国の要路者が、いわゆる「万国公法」（近代国際法）の何たるかを知らなかったからなのか。そうではない。彼らは、いわゆる「万国公法」の本質を、法理論の学習からではなく、アヘン戦争以来の体験を通して、まさにその生みの親である「欧米列強」から、いやという程、知らされて来た。明治政府の琉球処分は、単なる「内政」上の問題でもなく、また「領土劃定の問題」の域にとどまってもいない。むしろそれをつぎぬけて、領土拡張・大陸侵出政策の一階段に、「琉球処分」は位置している。清国が日本と「琉球」を争

った理由もまた、ここにあった。

「琉球は昔も今も変りなく海上の孤島であつて、土地は瘦せ、産物には乏しく」^⑥、要するに今も昔も「独立国」ではありえなかった。そのことは、誰よりも琉球の支配者自身がよく知っていた。琉球が、「偏小の国力を以て」、「御分力不相応」の「唐大和への御勤」をしながら、「王国」を維持して来たのは、決して「洪福の星」のもとにあつたからではなかつた。事情はまさにその逆であり、「乞食貿易」^⑦とさえいわれる朝貢貿易をおこなつたのも、それは経済的に貧困な琉球にとって、生存するための手段であつた。ともあれ、「独立国」としての生存が不可能であつた琉球が、地理的にも歴史的にも近接する日本との間に、やがては民族的融合がおこなわれることは、必至であつた。そして、「本来であれば琉球民衆がその専制政府を打倒することにおいて、日本民衆に結合すべきものであつた」^⑧。しかし、当時の琉球民衆には、それを可能にする主体的条件も、また客観的条件も、まだできていなかった。そして現実には、明治政府による上からの「統一」、即ち「琉球処分」という形で、琉球は日本の近代国家の中にくみこまれた。

しかも、それはこれまで見て来たごとく、琉球に対しては
圧服、清国に対しては敵対、という内外の不評のうちに断
行された。日本の近代的民族統一のあり方は、こういう方
向しか、想定しえなかったのであろうか。かつて維新史家
服部之総氏は、明治政府の琉球処分について、次のような
「臆断」を提示されたことがあった…

琉球廃藩置県は国民的統一事業の最後の一環をなすものであつ
たとともに、かかる性質の事業中、外国（就中支那）に対する
葛藤を覚悟しなければならぬ唯一の部面であつた。もし我国に
おける何ほどの意味での「国民戦争」——外国に対する——があ
りえたとすれば、前後ただ一度、琉球併合問題に関するかぎり
これを云い得たでもあろう。^⑧

と。琉球処分に対する服部氏のこの評価は、あまりにも楽
観的な「臆断」ではないのか。

琉球処分については、明治政府のもとでさえ、別の可能
な道が、全然なかったわけではない。私はここで、第二節
でとりあげた「ポアソナードの意見」を想起したい。既述
のごとく、この「意見」は、次のように「処分」の方向を
提示していた。即ち、琉球が歴史的な「曖昧ナル来歴」と、

地理的に日本と「其往来ノ不便」等により、「他ノ地方ニ
比スレバ独立ノ景況ヲ存セリ」と言い、現今「最早独立ス
ベキ理由ナキコトハ既ニ前述ノ如シ」であるが、「然レド
モ暫時ニテモ多少ノ独立ヲ許シ置クハ亦賢政ト云フ可キナ
リ」としている。そして政府はその間に、琉球の苛酷な
刑法を改め、人民を保護し、「其土地ノ古来古有ノ特免及
免税ヲ聊カ存シ置」く等の政策を施せば、「以テ住民ノ信
従ヲ受クルノ利益アリ」と言っている（註⑨参照）。もちろ
ん、ここに言う「独立」とは、言葉の本来の意味の「独立」
ではなく、「自治」と解してさしつかえない（あるいは、
そう解すべきである）。

ここに示された「琉球処分」のあり方は、当時、明治政
府のもとで可能な、また妥当な一つの方向を示している。
しかも、これと同時に「ポアソナードの意見」にもられた
対清国関係の是正案を、合わせて検討する時、そこには当
時として理想的とも言える「処分」の方向が、提示されて
いたのである。ここにはまた、それより一年後（明治九年、
一八七六年）に出された自由民権派の意見とも、かなり近似
した点を見出し得る。^⑩ もっとも、この方向はあくまで可能

性そのまま実現をはばまれたが、琉球処分において、この方向が貫かれていたならば、琉・日の民族的融合は、自然に、しかも強固な基盤の上に、なされたであろうし、そこからは、「分島問題」などの出て来る余地は、針の先ほどもありえなかつたであろう。

「民族」が、人為的に分断できるものでないごとく、眞の民族統一も、人為的に形成されうるものではない。「国家」的統一と、「民族」的統一とは本来別ものであり、明治政府による「琉球処分」を考える際、この点の区別をはっきりおさえることは、重要なことだと考える。

む す び

太平洋戦争後二十二年を経た現在、日本の不可分一体の領土である沖繩は祖国日本から民族的に分断されたまま、異民族の支配のもとで、困難な状況を強いられている。米国は、沖繩が日本の領土の一部であることを「認め」、日本政府は沖繩に対する「潜在主権」なるものを保持することで、満足している。沖繩を現在の状況において「平和」条約第三条の規定が、国連憲章にも違反していることは、

「国際法」の立場から、多くの学者によって立証され、主張されている。しかし、現実には公然とその違反を押し、沖繩は異民族の支配下におかれている。そのことは、「沖繩問題」の眞の解決が、単に「国際法」の立場からは与えられないことを、われわれに教えている。

「琉球処分」は、沖繩の歴史の上で、政治的にはきわめて重要な、かつ画期的なできごとであった。そしてそれは、「長期的には琉球住民の希望を実現したものであった。」(下村教授、前引)。「長期的」には、まさしくそうであった。しかしそれは、あくまで明治政府の権力恣意が一方的に独走し、貫徹して、実現された。国家による「民族統一」が、そのまま他国侵略と結びつき、しかも、民衆の自主的意志や働きによって導かれていない時、それを手放しに「進歩」とか、また「解放」とか、と評価し得るであろうか。また、眞の民族統一と呼べるであろうか。

一六〇九年以来二六〇余年にわたる薩摩の圧政と搾取は、沖繩の民衆を痛めつけたばかりでなく、薩摩^{やまと}日本に対する不信・反撥を民衆の間にうえつけ、そのことは、民族として結合し、一体化する条件の自生的成長を阻害した。お

しつづかれ、ゆがめられた民衆の意識が、正常な発展を回復するためには、それ相当の時間と政策的配慮が必要であった。にもかかわらず、明治政府はその点での努力を、徹底的におこたった^①。かつ、置県以後の国家主義教育は、薩摩支配下で齟齬させられた民衆の「民族感情」を、一転して「皇国臣民」としての偏狭なナシヨナリズムへと改铸して行った。

ただし、真の民族的結合・一体感は、支配者の主観や数片の法令や施策によって、一朝一夕に形成されるものではない。とはいえ、「琉球処分」というこの重要な歴史時点で、沖縄の民衆が全くの受け身の立場に立たされ、主体的に対応しえなかった事實は、以後、沖縄県民が民主的諸権利の獲得のための運動を進めて行く上で、大きな弱点となった。こうしたマイナスの側面を引きつがねばならなかったところに、謝花らの「自由民権運動」が、いばらの道を歩み、挫折を余儀なくされた原因もあったのではないか。

ともあれ、日本の近代国家のなかに引きこまれた沖縄の民衆は、そこに本土の大衆と、より緊密に、より強固に、結合を深めることのできる客観的条件を、主体的に発展さ

せ得る位置に立たされたのである。

小さなわが「琉球」は、古来、「大国」への「おつとめ」を強いられ、いわゆる「国際政治」の波頭に翻弄されて来た。しかしながら、いつの時代でも民衆は、自らの政治的運命を自らの意志によって決定することを欲する。沖縄の日本への民族的統一が、人びとの主体的・自主的結合を通して、より自然におこなわれていたならば、沖縄県民の現在の不幸もなくすんだか、あるいはもつと軽くてすんだかもしれないし、日本の民族独立の問題も、今日のごとく未解決のまま、深刻でかつ緊急な課題として、のこされてもいなかっただのではないか。

現在、日本民族の正当な一員として、然るべき地位を獲得するため、また、輝かしい祖国の真の独立をちとるために、不当な異民支配に反対し、抵抗し、それと不屈にたたかっている沖縄県民の噴出するエネルギーは、もはや誰もおしとどめることはできないであろう。

付記・本稿を作成するにあたっては、沖縄県史編纂室の貴重な史料・文献を利用していただいた。記して謝意を表す。

① 仲原善忠氏は、薩摩侵入以後、薩藩以前の「琉球王国」の性格(位

置）を次のように規定された……「琉球の位置は半独立国たる列藩並みでもなく、又純然たる島津の領地でもない。幕府の宗主権の下に島津が委任統治を行い、その内治は或る部分以外は自治に位したということになる。」（同氏「沖繩現代政治史」、共著「沖繩現代史」一九五二年刊所収）。

② 板垣退助監修『自由党史』（岩波文庫、上冊、二七頁）。

③ いわゆる「琉球処分」の時期を、いつからいつまでとするかは、必ずしも定説があるわけではない。処分官松田道之編『琉球処分』（明治十二年十二月刊、明治文化資料叢書第四卷外交篇所収）では、明治四年七月から同十二年十月までの文書が収録されており、遠藤達・後藤敬臣編『琉球処分提要』（明治十二年十二月刊、明治文化全集第二十二巻雑史篇所収）も、松田の『琉球処分』とほとんど同じ時期をあつかっている。また、松井順時編『琉球事件』（明治十三年二月刊）では、「略史」として島津侵攻以前から説きおこしているのを別とすれば、明治四年の廢藩置縣の当時から、同十二年七月のグラントの「周旋」までをとりあつかっている。

本稿では、明治政府の権力措施としての「琉球処分」を、明治五年の「建藩」処分から、明治十二年の「廢藩置縣」を経て、翌十三年のいわゆる「分島問題」までを含めて考察する。「分島問題」は、琉球処分における明治政府の政策基調の集中的表現であり、その帰結である、と考えるからである。

④ 『維新史料綱要』巻十、五六三頁。

⑤ 松田道之…『琉球処分』（下村富士男編、『明治文化資料叢書』第四卷外交篇所収、七頁。以下「資料叢書」と略称）。

⑥ 『大久保利通文書』第四、三五頁。西郷の薩藩への建議の一節にも、「琉球並島々御所分の儀は、いづれ一般の御沙汰有之迄は、今通の御扱にて可然と奉存候」とある（明治四年七月ころのもの。『大西

郷全集』第二巻、五三八頁）。

⑦ 『大久保利通文書』第四、三五二頁、解説の部分。

⑧ 東恩納寛惇編『尚泰侯実録』、一八四—一八七頁。

⑨ これまで薩藩の重要な財源であった砂糖の販売方が、藩の手を離れたため、同藩士族伊集院兼寛らは、「会社を設立して、一手に販売させ、その利益を以て窮士救助に充てたい」と、西郷へも働きかけ、西郷もこれに同意し、他の一般商人が「商社」をつくり砂糖販売に乗り出しているのをにがにがしく思い、彼ら「山師共」に油断するな、と戒めている（『大西郷全集』第二巻、五六五—五六七〇頁、明治四年十二月十一日、桂四郎への書、及び解説参照）。

⑩ 註⑧に同じ。

⑪ 現実には薩摩の「苛政」は至るところで暴露され、明治政府の当然の施策も、「恩恵」としてうきだだたせる役割を果たした。明治政府の「旧慣温存」策も、薩摩の「苛政」に由来している面が大きい。

⑫ 『尚泰侯実録』一七八・一八一頁。『維新史』第五巻、八三一頁、など。

⑬ 註⑩に同じ（一八七頁）。尚、伊地知の報告にも、「県官ノ評議ヲ以テ奈良原幸五郎及ヒ伊地知貞馨ニ渡航ノ命ヲ下シ」とある（『資料叢書』六頁）。

⑭ 『資料叢書』八頁。

⑮ 『台湾琉球始末』巻五、「沖繩沿革」の条（沖繩県史編纂室蔵）。

⑯ 『資料叢書』九頁。この副島外務卿の建議がいつなされたかは確定できないが、おそらく井上大蔵大輔の建議よりも早かったのではないかと考える。

⑰ 同上、八一—九頁。

⑱ 『大久保利通文書』第四、四二二頁。

⑲ 『尚泰侯実録』一九七頁。 ⑳ 『資料叢書』一九—二二頁。

- ⑲ 同上、五〇頁。
- ⑳ 『沖繩県史』12資料編2、六・八・一・一五・三〇の各文書参照。
- ㉑ 副島外務卿はまた、琉球使節に向つて「朝廷へ抗衡或ハ残暴之所業アリテ庶民離散スル等之事アルニ非ラサレハ、鹿藩之御処置ハ固ヨリ有之間敷候」と請合つて、安心させた(明治六年九月二十日、『資料叢書』五七頁)。
- ㉒ 不平屋の木戸は、少し後のことだが、伊藤博文宛の書翰の中で、「数千年來日本固有之人民も琉球藩人之如く政府にも御愛護有之度」と、皮肉つている(明治七年四月六日付、『木戸孝允文書』第五、二三八—三九九頁)。
- ㉓ 『日本外交文書』七卷、一頁(以下、『外交文書』と略称)。
- ㉔ 服部之総・『近代日本外交』(日本近代史叢書V)七三頁。カッコ内は同書六九頁。
- ㉕ 拙稿「台湾事件(一八七—一七四年)についての一考察——琉球処分」の起点として——(『沖繩歴史研究』創刊号所収、一九六五年十月)。
- ㉖ 井上清・『日本の軍國主義』II、一三二—一三三頁。
- ㉗ 大津淳一郎・『大日本憲政史』卷一、六六四頁、「副島種臣談」。
- ㉘ 勝田孫称・『大久保利通伝』下巻、一九四—一九六頁。
- ㉙ 『外交文書』七卷、一頁。
- ㉚ 『資料叢書』七三頁。
- ㉛ 勝田孫称、前掲書、下巻三六三頁。
- ㉜ 同上、三〇八頁。九月十四日總理衙門における談判で大久保の答弁(『外交文書』七卷、二二〇—二三頁参照)。
- ㉝ 同上、三〇九—一〇頁、九月十九日の談判での大久保の答弁(『外交文書』七卷、二三〇—三四頁参照)。
- ㉞ 同上、五二頁。
- ㉟ 琉球藩事務が、外務省から内務省の管轄に移されたことについて、喜舎場朝賢の『琉球見聞録』によれば、「琉人自ら命を朝廷に請て外

- 務省の管理を辭し内務省に改属するなり(二二頁)、とされているが、疑問。既に同年三月、外務少丞森山茂から外務卿に提出された「琉球藩改革之儀」の中に、「該藩之儀ハ、更ニ内務省ノ所轄ニ附シ、藩政改革スヘキ旨、仰出サルヘキ事」が言われているからである(大隈文書、沖繩県史編纂室蔵、一九頁)。
- ㉞ 『資料叢書』七七八頁。
- ㉟ 同上、八二八—八八頁。
- ㊱ 同上、一〇五頁。
- ㊲ 『外交文書』十卷、一九七頁。
- ㊳ 『資料叢書』二二—二三頁。
- ㊴ 平塚篤編『続伊藤博文秘録』三二—三五頁。
- ㊵ 三浦周行氏は、この「ポアソナードの意見」を紹介し、「此後間もなく琉球に出張した松田処分官より伝へられた政府の命令が、これと符合するものあるは、ポアソナード氏の意見が参考にされた事もあらう。」とされたが(同氏、「明治時代に於ける琉球所屬問題」『史学雑誌』四十二編十二号、一五頁)、基本的な点で明治政府は「処分」にあつて「ポアソナードの意見」を、ほとんど無視したといふべきであろう。
- ㊶ 明治九年二月十五日、寺島外務卿より清國駐劄割森公使使訓令の一節・該島の儀は即今談判に涉り候ては節外生枝却て葛藤を醸し可申に付可成は艱誓を粧しこれを不聞不見に附候事差向の良図に有之云々(『外交文書』九卷、四七二頁)。
- ㊷ 『資料叢書』八四頁。
- ㊸ 昌治七年七月二日、伊藤博文宛木戸孝允の書翰(『木戸孝允文書』第五、二九九頁)。
- ㊹ 『資料叢書』九四頁。
- ㊺ 当藩ノ如キ我カ國ノ版圖タルモノヲシテ他邦ニ臣事セシメ兩屬ノ体タラシムルハ、國權ノ立サル最モ大ナルモノニシテ、速ニ之ヲ改メサレハ世界ノ輿論ニ對シ其答弁ノ条理ナシ(同書、一一二頁、傍点引用者)。
- ㊻ 同上、二〇四頁。

- ⑤1 東恩納寛惇、前掲書、二五四頁。「清國ニ臣事スルヲ絶ツノ条件ハ今般御達書中ノ一大眼目ナリ」(『資料叢書』一一〇頁)。
- ⑤2 東恩納寛惇、前掲書、二五六頁。
- ⑤3 『外交文書』十卷、一九九頁。
- ⑤4 東恩納寛惇、前掲書、三二八頁。喜舎場朝賢、前掲書、一〇二頁。
- ⑤5 『資料叢書』一七八頁。
- ⑤6 琉球帰属問題についての日清間の外交交渉のいきさつについては、植田捷雄「琉球の帰属を繞る日清交渉」がくわしい(『東洋文化研究』所紀要、第二冊、昭和二十六年)。
- ⑤7 『外交文書』十一卷、一二四・一二五・一二七の各文書、及び外務省編『琉球所屬問題』第一・一七・一八・一九・二〇・二二の各文書参照(沖縄県史編纂室蔵。以下、『所屬問題』と略称)。
- ⑤8 『外交文書』十一卷、一二六文書、及び『所屬問題』第一、二二文書参照。
- ⑤9 『所屬問題』第一、二六・四〇文書(二九五頁)参照。
- ⑥0 同上、一九文書(一四六頁)。
- ⑥1 同上、二六文書(二〇六・一七頁)。
- ⑥2 同上、四〇文書(二九五頁)。
- ⑥3 『外交文書』十二卷、一八五頁。
- ⑥4 『グラント氏意見 琉球事件』(國民精神文化研究所編『グラント將軍との御對話筆記』参照。昭和十二年刊)。
- ⑥5 同上、九二・九四頁。
- ⑥6 グラントの「調停」については、三國谷宏「琉球帰属に関するグラントの調停」(『東方学報』京都第十册三分、昭和十四年刊)が参考になる。
- ⑥7 『李文忠公全書』訳署函稿、卷九、三八一四一頁。
- ⑥8 『所屬問題』第一、八二文書(五五七・五八頁)。
- ⑥9 『御對話筆記』九三頁。
- ⑦0 比嘉春潮・『沖縄の歴史』四〇六頁。
- ⑦1 『所屬問題』第二、一〇五文書(五一頁)、一一四文書(九九頁)、一一五文書(一〇一頁)、一一七文書(二二八・二二九頁)等、参照。
- ⑦2 同上、九六文書(一一三頁)、一〇六文書(五四・五五頁)、一六〇文書(四九一頁)。
- ⑦3 同上、一一五文書(一〇五頁)。明治十三年九月二十九日、井上外務卿から実戸公使宛「機密信」。
- ⑦4 明治十三年十一月一日、上海にて井上毅から外務卿宛て電報：「……談判ハ二十一日ニ当方期望スル通り充分ニ結了セリ条約ハ近日ノ内記名スヘシ」(『琉球所屬問題』第二、一四文書、一八二頁)。
- ⑦5 これらのいきさつについては、安岡昭男「日清間琉球案件交渉の挫折」(『法政史学』七号)、及び同氏「琉球所屬を繞る日清交渉の諸問題」(『法政史学』九号)、にくわしい。
- ⑦6 『李文忠公全書』訳署函稿卷八、五頁。「覆何子拔(如璋)」。
- ⑦7 三國谷氏は前掲論文の中で、この点に関し、「約言すればそれは面子の維持であり、朝貢国としての琉球王国の存続、宗主国としての清国の地位の保持であり、琉球は結局琉球王国として一國家たるを維持すべきであるというに在った」(四五頁)と述べているが、それはあくまで表で表て向きの「大義名分」である。
- ⑦8 『李文忠公全書』訳署函稿卷八、二一四頁、光緒四年(一八七八)四月、駐日公使何如璋より李鴻章宛書翰。
- ⑦9 三國谷、前掲論文、六二頁。
- ⑧0 安岡、前掲「琉球所屬を繞る日清交渉の諸問題」(一一三頁)。
- ⑧1 真境名安興：『沖縄一千年史』二二七頁。『島津国史』卷之二十、二二頁。また、天正十九年(一五九二)十月、秀吉から琉球国王尚寧への書にいわく：

吾卑賤より運に膺りて興る。威武を以て日本を定め、六十余州已に掌握の中に入る。是に於て殊域遐方朝貢せざるなし。而して爾琉球王自ら彈丸の地を擁し、險と遠とを恃み、未だ聘貢を通ぜず。今特に爾に告ぐ。我將に明年春を以て先づ朝鮮を伐たんとす。爾宜しく兵をもつて之に会すべし。若し命を用ひずんば我且さに先づ乃が國を屠り、玉石俱に焚かんとす。汝其れ之を思へ」と『沖繩一千年史』三三七—三八頁。『島津國史』卷之二十、一六頁、参照。

⑧ 渡口真清氏は、島津氏の琉球侵攻の原因をさぐらうと努力された(同氏・「十七世紀薩摩の侵攻—その原因について—」『沖繩歴史研究』第二号、一九六六年五月刊)

⑨ 『資料叢書』九四頁。

⑩ 我部政男・「『琉球処分』(一八七二年—一八七九年)の一考察—支配階級の反応の分析を中心に—」(琉球大学『人文社会科学研究』第三号、一九六四年)。

⑪ 下村富士男・「領土劃定の問題」『明治維新史研究講座』第四卷所収、昭和三十三年(一九五八年)。同氏・「琉球王國」論『日本歴史』第一七六号、昭和三十三年一月号。

⑫ 佐藤三郎・「琉球藩処分問題の考察」(『山形大学紀要—人文科学』第三卷第一号、昭和二十九年三月)。

⑬ 新里恵二(共著『沖繩』(岩波新書)の第Ⅵ章、参照。最近、新里氏は琉球処分を民族統一の観点からとりあげ、「歴史の可能性としては存在した」『下からの民族統一』は当時現実化しえず、「明治政府の『上からの民族統一』のコースのみが成功した」とされ、その際明治政府を「征服者」として臨んだ」と評価する(同氏、その際明治政府を「本土への統一の二つの道—征服者」として臨んだ明治政府—」『エコノミスト』、一九六六年九月二〇日号、所収)。明治政府の琉球処分は、「客観的」に琉球農民を「解放」したとする同氏の先の

見解と、「征服者」として臨んだ明治政府」とする今度の評価とを、どのように統一的に把握するのかが、私には明確ではない。おそらく明治政権の評価とも関連して、残された課題であるのかもしれない。

⑭ 三浦、前掲論文(『史学雑誌』四十二編七号一頁)。

⑮ 同上、二頁。

⑯ 蔡温・「独物語」、冒頭の一節。

⑰ 仲原善忠氏遺稿「歴史の考え方」(沖繩タイムス連載、一九六六年七月二十三日)。本遺稿は、同氏の著書『琉球の歴史』上下(一九五二年)の「理論的背景」というサブタイトルで、二十二回にわたって沖繩タイムス紙上に連載された。

⑱ 遠山茂樹・「明治初年の琉球問題」(『歴史評論』八三号、一九五七年一月号、七九頁)。

⑲ 服部、前掲書、七六頁。

⑳ 『近事評論』第二号、明治九年六月十日、「琉球藩ノ紛議」。

其人民或へ他國ノ保護ニ頼ルヲ好マス、衆心ノ向フ所、独立自治ヲ欲スルノ兆アラハ、我レ務メテ其萌芽ヲ育成シ、天下ニ先チテ其独立ヲ承認シ、以テ強ノ弱ヲ凌クヘカラス、大ノ小ヲ併スヘカラスノ大義ヲ、天下ニ証明シ、我國ノ大義ヲ首唱シタル榮譽ヲ領得シ、併セテ我國獨立ノ基礎ヲシテ鞏固ナラシムルノ地歩ヲ占断スルヘ、我輩ノ切ニ今日ニ希望スル所ナリ。(『明治文化全集』第十八卷雜誌篇所収、四三七頁)。

㉑ 「置県以来、政府の沖繩に対するの政策は徹頭徹尾消極的なり……：試みに政府の政策を一々点検せよ、果して沖繩の実質を發達せしめたる跡あるか、公平なる眼を以て評すれば、置県以来、教育の外一も見るべきものなきにあらざりや」(琉球新報、明治三十五年六月三日、T・O、「太田朝敷か」)。

(京都大学大学院学生)

Poly-manure Intensification and Independence of Petty-peasants' Management

by

Yûichi Takazawa

This article is to explain concretely developing aspect of the productive power in the rice-producing agriculture of the *Kaga* 加賀 clan's territory in the middle of Tokugawa era, and to point out its adequacy and fundamental relation to the then generally established form of small farmers' management. Considering the change of productive powers temporally in male and female labour force and the number of horses for cultivation, manure and the kind of farming tools, rice and its crop, cultivating method and its system, and the agricultural productivity, we can find out it progressive in the direction of the poly-manure intensive farming. This development of the productive power also is relative to a certain limit in the progress of monetary economy and to movement and transformation of agricultuarl labour force. The general independence of the small management is thought to depend on these development, which drives it immediately into the new disintegration of peasantry. There is a great historical significance of this big change in agriculture and the development of polymanure intensification on its basis.

The *Ryukyu* Settlement and the Unification Problem

—An Analysis of the Government Policy during
the *Meiji* Restoration—

by

Seitoku Kinjô

Before the dawn of the modern Japan *Okinawa* was left outside the main stream of the Japanese history because of its long distance from *Honshû* and of its independent political status. It was only after the *Meiji* Restoration that it was united with the other Japanese territory. This rendered the *Ryukyuan*s to live and prosper with the other compatriots on the mainland, but it was not done without some troubles. Around the year of 1879 they witnessed uprisings and resistances of the old ruling class recruited from the gentry.

The so-called *Ryukyuan* Settlement was nothing but the urge of the will on the part of the Japanese government. It was alert to suppress any turmoils that were against the government policy. As a matter of fact we are of the one and the same race and the unification of the people is beyond question. But the analysis of the political situation a century ago at this juncture will throw some light on the problems in the future.

The Idea of *Yang-ch'üan* 楊泉

—A Milestone of Rationalistic View of Nature—

by

Toshihiko Uchiyama

Yang-ch'üan 楊泉 in *San-kuo* 三国 and *Chin* 晉 period was a philosopher who developed the rationalistic and materialistic view of nature; on the basis of his idea that the origin of natural world is “water” and *Ch'i* 氣 derived from “water” constitutes all things, he offered a objective interpretation of natural world. In his thought natural world all was grasped as a expressive form of *Ch'i* and also he denied the existence of spirit separated from body, applying this view of nature to the human being, and again he had a keen interest in technique which was led by his view of nature.

Yang-ch'üan's idea has some weak points or limit; it is in his irrational idea, for instance, that he accused *Hun-t'ien* theory 渾天說 for inconsistency of *Tou-chi* 斗極 with zenith and affirmed the retribution theory of fortune or misfortune as a result of human deed with good or evil, which is due to immaturity in the rational character of his idea. *Yang-ch'üan's* thought takes a pioneering co-ordinate in the development of the view of nature in the Chinese history of ideas, and constitutes a link of materialistic idea in the period of *Han* 漢 and *Liu-ch'ao* 六朝.

Development of the Buddhist Art in Gandhara

by

Nakao Kotani

It is an important problem, with the study of formation of Mahayanist